

平成 20 年度第 2 回(通算第 5 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会

議事録

1. 日 時 : 平成 20 年 7 月 8 日(火) 13:30~17:00
2. 場 所 : 高压ガス保安協会 第 2 会議室
3. 出 席 : 委員:樋口主査、福田副主査、辻、三嶋(代理、松浦)、
太田、川野、澤柳、山本、小関、新、藤原
KHK:佐藤、鈴木
4. 配付資料:
資料 19 前回議事録(案)
資料 20 冷凍空調装置の施設基準 改正 2 次案(表紙、目次)
資料 21 冷凍空調装置の施設基準 改正 2 次案(本文)
参考資料 H19 事故例の追加分

定足数報告 : 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

5. 議 案 :

(1) 前回議事録の確認

資料 19 に基づき、前回の議事が確認され、次の修正の後に議事録が承認された。

修正点: P2 下から 8 行目から下から 6 行目までの記述を削除

(2) 冷凍空調装置の施設基準の見直しについて

資料 20, 21 に基づき、改正案につき検討がなされ、主として次のような意見等があった後、本案に対する意見等を 8 月中旬までに事務局宛提出し、次回はそれを基に検討を継続することとした。

- ・用語の定義に用語として「冷凍設備」を追加する。
- ・用語の定義の「限界濃度」の説明文は、ガス種に係ることの説明を省き、最低限のものにする。
- ・用語の定義の「法定冷凍能力」中、(e)は本基準に必要か。
- ・2.2 表 3~5 に限界濃度として、ppm 単位の数字を掲げたが、これは検知器等の設置に便利のように掲げたものである。
- ・2.2.3.1 (a)は、若干の緩和になっているが、その理由付けを検討した

方がよい。

- 2.2.3.1 (b)は、不活性以外のフルオロカーボンが増えたため新設した
もの。
- 2.2.3.2 (b)は、不活性以外のフルオロカーボンが増えたため新設した
もの。
- 4.7.1 (2)で、二酸化炭素を除いたのは、限界濃度が酸欠濃度以上の
ため、省いたもの。
- 4.7.2 (3)冒頭の「表 4 の不活性以外及び」は、削除する。

(3) その他

次回は、平成 20 年 9 月 4 日(木)13 時 30 分～とした。

以上